

社会福祉充実計画の変更の流れについて（計画2カ年目以降）

- ① 社会福祉充実残額の変動や社会福祉充実計画と実績との乖離が生じた場合には、基本的に社会福祉法人において社会福祉充実計画の変更の必要性について判断する。 **ポイント①**
- ② 社会福祉充実計画の変更が必要と判断した場合には、変更の内容に応じて、所轄庁へ申請し承認を得るか、届出の手続きを行う。 **ポイント②**

・「社会福祉法第55条の2の規定に基づく社会福祉充実計画の承認等について」(平成29年1月24日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知)(以下、「局長通知」という。)

・「社会福祉充実計画の承認等に関するQ&A(vol.3)について」(平成30年1月23日付け事務連絡)(以下、「Q&A」という。)

ポイント②

下記に該当する計画の変更は所轄庁の承認が必要(局長通知)

- ・新規事業の追加、既存事業の対象者や支援内容の追加・変更、事業費(※)について20%を超えて増減される場合
- ・事業実施地域の変更
- ・事業実施期間の変更
- ・充実残額の20%以上増減

※会計年度別の社会福祉充実事業費をいう。

新規事業の追加など将来に向けて計画変更する場合

社会福祉充実計画の変更が必要となり、必要な変更手続きを実施

社会福祉法人

社会福祉充実残額の算定

社会福祉充実残額を財源として新規事業の追加などを検討している場合

社会福祉充実残額の変動や計画と実績との乖離が発生した場合

ポイント①

①社会福祉充実事業の対象者に大きな影響を及ぼす内容か、②将来に渡って影響を及ぼす内容か、③地域住民に公表すべき内容か、といった観点から法人において計画の変更の必要性を判断する。(Q&A問70)

ただし、充実残額の変動にあわせて、充実残額が計画策定期の見込みから倍以上増加した場合は、変更の手続きをとる必要がある。(Q&A問71)

充実残額の変動や実績との乖離が生じたことだけをもって計画を変更する必要はないが、法人において、社会福祉充実計画の変更が必要かどうかについて検討

計画の変更が必要と判断した場合には、必要な変更手続きを実施

軽微な変更
変更の届出

軽微な変更以外
変更の承認を得る

軽微な変更
変更の届出

軽微な変更以外
変更の承認を得る

届出
申請
承認

計画の変更の必要がないと判断した場合は、社会福祉充実残額の算定結果を届出

届出

所轄庁